

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営規程（平成28年3月17日漁業信用保険業務運営委員会決定）新旧対照表
(下線部分は変更部分)

変更後	変更前
(委員長) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する運営委員が、その職務を代理する。 <u>この場合において、当該運営委員は、委員長とみなす。</u>	(委員長) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する運営委員が、その職務を代理する。
(議事) 第5条 運営委員会は、委員長のほか、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 (略) (削る)	(議事) 第5条 運営委員会は、委員長 <u>又は第3条第3項に規定する委員長の職務を代理する者</u> のほか、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 (略) <u>3 委員長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認めるとときは、重要な事項を除き、適当と認める方法により、委員から意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって運営委員会の議決とすることができる。</u> <u>4 前項の規定により議決された事項については、委員長は次に開かれる運営委員会において、当該議決について報告するものとする。</u>
<u>第5条の2 委員長は、やむを得ない事情により会議を開くことが困難と認めるとときは、重要な事項を除き、会議の開催に代えて、電子メールの送受信その他適当と認める方法により、運営委員から意見を徴し、又は運営委員に賛否を問うことができる。</u> <u>2 前項の規定により、賛否を問うた場合において、委員長及び運営委員の過半数から賛否が表明されたときは、議決があったものとみなす。</u> <u>3 前項の場合における前条第2項の規定の適用については、同項中「出席者」とあるのは、「運営委員」とする。</u>	(新設)

変更後	変更前
<u>4 第2項の規定により、議決があったものとみなされた場合には、委員長は、次に開かれる運営委員会において、その結果を報告するものとする。</u>	
(運営委員) 第6条 (略)	(委員の欠席) 第6条 (略)
第7条 (略)	第7条 (略)
(議事概要) 第8条 委員長は、運営委員会の終了後速やかに、当該運営委員会の議事概要を作成し、公表する。 2 (略) 3 <u>第5条の2第2項</u> の規定により <u>議決があったものとみなされた場合における</u> 議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。	(議事概要) 第8条 委員長は、運営委員会の終了後速やかに、当該運営委員会の議事概要を作成し、公表する。 2 (略) 3 <u>第5条第3項</u> の規定により <u>議決を行った場合</u> の議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。
第9条 (略)	第9条 (略)
(庶務) 第10条 運営委員会の庶務は、 <u>漁業信用保険管理部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 運営委員会の庶務は、 <u>漁業調整室漁業業務推進課</u> において処理する。
第11条 (略)	第11条 (略)

附 則

この規程の変更は、令和5年9月20日から実施する。